

浜長保険センター安全だより

令和3年4月16日

浜長保険センター 第53号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



若草の燃え出す季節になりました。コロナ第三波が落ち着くかと思えば第四波、ワクチン接種も間近ですが、しばらく気が抜けない日々が続きそうです。新年度を迎え、新入学・卒業、就職・転職・退職など、お忙しいと思いますが、時節柄くれぐれもご自愛ください。



春の全国交通安全運動(4月6日(火)から15日(木)までの10日間)が終了しました。春は、保育・幼稚園児の入園、小学・中学生・高校・大学生の入学・卒業、就職、人事異動・転職に伴い交通環境も変化します。

安全運動が終了しましたが、全国的に「横断歩道における歩行者優先」が強く求められ、現在も継続されているそうです。もう一度、「歩行者優先」ルールについて確認しましょう。

横断歩道等における歩行者等の優先

1 横断歩道等に接近するとき、

その進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが、明らかな場合を除いて、その横断歩道等の直前又は停止線で停止することができるような速度で進行しなければなりません。



ア 自転車もこの義務があります。横断歩道等とは、横断歩道と自転車横断帯を言います。

イ 横断歩道等は、道路の全幅の横断歩道等をいい、左側部分のみをさしていません。

ウ 進路の前方とは、歩行者との安全間隔は最低1メートルと解されます。(判例)

エ 横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除きとは、横断歩道等及びその周辺が十分見渡せる場合で、横断しようとする歩行者、自転車がいないことが一見明瞭である場合です。

次のような場合には、歩行者等がいるかどうか確認できないので、横断歩道等の直前又は停止線で「停止することができるような速度」で進行しなければなりません。

停止できるような速度とは、徐行に近い状態になっている速度を言います。

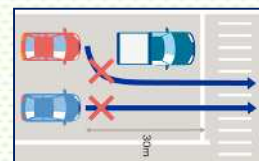
- ① 横断歩道等の端に歩行者等が立っているが、横断しようとしているのか不明である場合
- ② 横断歩道等の入口に駐停車車両、看板等があり、その陰から歩行者の横断が予想される場合
- ③ 道路の中央に街路樹があり、道路の右側部分が見通せず、その陰から横断が予想される場合
- ④ 雨降りの夜などで、街灯がなく暗いため、歩行者等が横断しようとしているのか分からない場合

3 横断歩道の手前の直前で停止車両がいた場合

⇒ その前方に出る前に必ず一時停止する。 →



4 横断歩道とその手前から30メートル以内の場所では、ほかの車を追越し、追い抜きは禁止!



判例 自動車運転者が交通整理の行われていない横断歩道を通る際には、たとえ歩行者が対向渋滞車両の間から飛び出して来たとしても、横断歩道の直前で一時停止できるような方法と速度で運転すべき注意義務がある。(昭42年2月10日 東京高裁)

